

財務省告示第四百三十九号

省令第三十号（第六号第一項の規定に基づき、平成十七年十一月十五日に発行する利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成十七年十一月十四日

財務大臣 谷垣 禎一

一 名称及び記号 利付国庫債券（二年）（第二百三

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三

の法律及びそ 十四号）第四条第一項及び平成

十七年度における財政運営のた

め 法律（平成十七年法律第十九

号）第二条第一項並びに国債整

理基金特別会計法（明治三十九

年法律第六号）第五条第一項

社債等の振替に関する法律（平

成十三年法律第七十五号。以下

「振替法」という。）の規定の適

用を受けるものとし、その振替

機関は日本銀行とする。

日本郵政公社による国債の募集

の取扱い及び取得による発行

の取扱い及び取得による発行

額面金額で千億円

のうち、財政法第四条第一項の規

定に基づき発行する利付国債に

ついては、額面金額で九十億

九千三百万円、平成十七年度に

おける財政運営のため公債の

発行の特例等に關する法律第二

条第一項の規定に基づき発行す

る利付国債に關しては、額面金

額で六百四十四億五千四百八十

五万円、国債整理基金特別会計

十

六 七 八
 払込金額
 最低額面金額

法第五條第一項の規定に基づき
 発行する利付債に
 面金額二百五十
 億五千万円

振替単位

振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金額
 の整数倍の金額によるものとす

九 十 十
 発行価格
 募集の価格

平成十七年十一月十五日
 額面金額
 三パーセント
 年面金額
 百円につき
 七銭

十一 十二
 利率
 初期利率

平成十八年五月十五日を
 支払期
 とし、次の算式
 により算出した
 金額を支払う
 ときは、期
 が銀行休業日
 に当たるとき
 は、その翌日
 及び、以後、
 当該日にお
 いて同じ規定

十三
 第二期
 以後の利率

平成十五年五月十五日及び
 平成十五年十一月十五日
 を支払う。以前六月間に属す
 る利子を支払う。

$$\frac{\text{額面総額} \times 0.3}{100} \times \frac{1}{2}$$

十四 十五 十六
 償還額
 償還金の支額

日本銀行
 額面金額
 百円につき
 百円

十七
 募集場所

平成十七年十一月一日から平成

十八
 払込期日

平成十七年十一月十五日